

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち

1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み	
1	住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的とした用途地域や、よりきめ細かい市街地像を実現していく地区計画、さらには、道路、公園などの都市施設などを都市計画として決定している。	★商業地における住宅の在り方も含め、人口減少時代のあるべき土地利用を検討する。【環境都市課】 ・良好な住環境の形成をめざして、(仮称)住環境形成計画を策定する。【まちづくり景観課】 ・望ましい土地利用を実現するため、必要に応じて都市計画制度の導入を検討する。【環境都市課】	特筆不要 (都市マスへ) 完了 特筆不要 (都市マスへ)
2	まちづくり条例は、規定により「3年ごとの見直し」が謳われているが、逗子全体のまちづくりをどのようにすべきかという方向性からの見直しではなく、手続き部分の見直しが主となっている。	★(仮称)自治基本条例の制定にあわせ、まちづくり条例の所掌を整理し、人口減少時代をとらえ今後の方向性を見据えたものとする。【まちづくり景観課】	中止
3	本市の良好な住環境、都市環境は、良好な都市環境をつくる条例により維持されているものと考えられるが、制定から20年以上が経過しており、本格的な見直しについての検討が必要な時期にきている。	・良好な都市環境をつくる条例の見直しについて検討し、まちづくり条例、景観条例との整合や運用面も含めた改正を行う。【まちづくり景観課】 ★地区まちづくり計画の策定、協定の締結に向けた活動の支援を行う。【まちづくり景観課】	完了 中止
4	ゆとりある良好な住宅地を形成するために、市民の合意を得つつ敷地面積の最低限度の導入に向けて取り組んでいる。 市民への周知を行いつつ、実際の市民の声をどのように吸い上げるか、手法についても確定しておらず、制度導入の障害となっている。	★市民合意を得るべく、「検討案」として示している数値基準、区域等の精査を行う。【まちづくり景観課】 ★神奈川県との協議を行い、都市計画手続きへ移行させる。【まちづくり景観課】	中止 中止
5	土地利用の見直しは、土地所有者の権利に関わる問題であるが、良質な景観を維持、創造するためには私権の一定の制限が必要である。	景観に優れたまちをつくることは、土地の資産価値を向上させることをも念頭に、土地所有者を啓発し、理解を求めている。【まちづくり景観課】	包含

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	防災性の高いまちづくりを推進するためには、市民に対し、災害発生時には「自分のことは自分で守る」、「地域は地域で守る」という防災・防火意識の高揚に努める必要がある。しかしながら、自主防災組織の未結成地域があり、加入の拡大を図る必要がある。 また、災害発生時に、消防本部、消防署、消防団、自主防災組織など様々な主体がより機能的に連携する体制を整える必要がある。	○様々な主体の連携を図りながら、総合防災訓練、避難所運営訓練、地域住民を対象とした防災教室(初期消火、応急手当、避難訓練等)を実施する。 ○防災ハンドブック等の作成、配布を行う。 ○自主防災組織の育成、加入率向上のほか、自主防災活動を支援するなど自主防災組織の活性化に取り組む。
2	災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者、障がいのある人などがいる。災害時に避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、対象者を庁内において横断的に把握する必要がある。 また、避難行動要支援者には個別支援プランを作成しておく必要があるが、その作成は自主防災組織等が実施するため、様々な個別事情を抱えた対象者への働きかけや同意を確保する必要がある。 さらに、避難所においても避難行動要支援者でも生活しやすいような環境を整える必要がある。	○★避難行動要支援者支援制度の普及・啓発を行う。 ○★庁内関係所管の連携・情報共有による避難行動要支援者名簿の作成を行う。 ○★避難行動要支援者名簿の情報が、もれなく随時更新される体制の整備を行う。 ○★民生委員・児童委員*や返子市社会福祉協議会、地域包括支援センター*、相談支援事業所等、福祉関係専門機関・団体への制度周知と、理解・協力を求める。 ○★自主防災組織等との協力体制を確立する。 ○★平常時から築かれた近隣の関係性を避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。 ○★避難行動要支援者に必要な避難所の資機材の整備等を図る。

3	東日本大震災以降、津波対策等様々な防災対策が求められている。 防災行政無線の整備や食料・災害対策用資機材等の整備・充実、津波避難路の整備など対応策の充実が求められている。	○予想される災害の的確な情報把握と市民に対して確実な情報提供ができるような整備を推進するとともに、市民に対し情報の受信方法の周知を行う。 ○予想される災害に備え備蓄資材等の整備に努める。 ○津波災害に備え、津波避難路などの整備を進める。	
4	都市の不燃化及び延焼拡大防止を図るため、準防火地域*を都市計画で定めている。	防災性の高い土地利用を実現するため、必要に応じて都市計画制度の導入を検討する。【環境都市課】	特筆不要 (都市マ スへ)
5	火災等の災害に備え、広域化を含め消防力の拡充を図る必要がある。	○消防車両については、計画的に整備し、消火栓・防火水槽・消防水利の整備に努める。 ○地域の消防力の中心となる消防団の充実に努めるとともに、老朽化した消防団詰所の計画的な整備を進める。 ○消防広域化の可能性について検討していく。	
6	大規模地震発生時に備え、住宅の耐震性の向上等を図るため、耐震診断、補強工事の補助等を活用し、耐震化を推進している。 しかし、費用が過大となることなどから補強工事へ進まないケースがある。	○耐震診断等を通じて、耐震化の普及と啓発を行う。 ・補強工事以外の選択肢として、一部屋耐震補強(耐震シェルター*設置)についての周知を行う。【まちづくり景観課】 ○生垣推進、ブロック塀撤去等を支援する。	特筆不要
7	局地的な集中豪雨の頻発等により、水害のリスクが高まっている。 田越川の河川改修に加えて、雨水の貯留・浸透施設の設置促進など、下水道分野と連携して対策を行っていく必要がある。	・透水性舗装・浸透ます*やインターロッキングブロック*を使用し、雨水を浸透させるよう検討する。【都市整備課】 ○田越川準用河川の未整備区間について、新技術の研究を行うとともに、関係地権者等との話し合いを進め、事業の完了をめざす。【都市整備課】 ○開発指導における雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置を促進する。 ○県管理部分については、継続的な河川改修整備の実施を要望する。	特筆不要

8	近年、地震や局地的な集中豪雨などの自然災害や市民の安全を脅かす事例・事件が全国で起きている。 市民が安心して暮らせるまちをつくるため、防災、消防、防犯の各分野の取り組みについて、連携を図りながら計画的に推進する必要がある。	○安全で安心なまちづくりを進めるために、(仮称)安全安心アクションプランを策定する。
9	犯罪のないまちをめざして、逗子市防犯協会や地域防犯連絡所連絡協議会*の防犯活動事業を支援しているが、自主防犯活動に取り組んでいない自治会等もある。	○★市民一人ひとりの防犯対策に対する意識を高め、また犯罪を回避するための行動の指針となる情報を提供する。
10	自治会、町内会等における防犯組織により、防犯パトロールや青色回転灯パトロールカー*などの地域ぐるみの防犯活動が行われている。 市及び防犯関係機関、警察、市民等が一体となった安全・安心のまちづくりが求められている。	○★各地域の防犯意識が高まり、より多くの市民により防犯・地域安全体制の強化が進められるよう、犯罪回避のための情報提供の推進、防犯情報の共有化、市民、市、警察、防犯協会等の団体との連携強化といった支援をしていく。 ○★地域での防犯情報の共有化を図るため、地域安心安全情報共有システム等の普及拡大に努める。
11	防犯を意識したまちづくりを推進する上で、公共施設（公園、広場、生活道路など）設置の際には、防犯の視点から死角の排除、照明の確保等、防犯の視点を取り入れた設計となるよう専門家と連携して防犯対策を行う必要があるが、基準等、チェック体制が整っていない。	○★市が公共施設を設置する際、防犯アドバイザー*により、あらゆる分野における防犯対策のアドバイスをを行う。 *被害対象の回避・強化（犯罪発生要因の除去、対象物の強化を図ること） *接近の制御（犯罪企図者が被害対象者（物）に近づきにくくすること） *監視性の確保（多くの人の目が自然に届く見通しを確保すること） *領域性の確保（領域を明確にして部外者が侵入しにくい環境をつくること）

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み	
1	人と環境にやさしい交通手段への転換として、効率的な自動車利用を推進するとともに、自動車交通がもたらす環境負荷を低減することが求められている。	○★公共交通機関の利用促進、自動車利用の抑制、自転車利用の促進、ルールづくりなどを行う。 ・カーシェアリング*の検討や児童等の送迎時における相乗りの推奨など効率的な自動車利用を推進する。 ・低公害車への乗り換えの啓発・推進などにより、自動車の環境負荷を少なくする。【環境都市課】 ○市民参加*・参画のもと、地域で交通問題に取り組む仕組みづくりを進める。	包含
2	自転車利用のルール、マナーが守られていないことにより、自転車が関係する交通事故が発生している。自転車による歩道通行が常態化し、歩行者優先の意識が希薄になっており、自転車利用のルール・マナーの啓発、交通安全教室を進める必要がある。	○★自転車の正しい利用方法に関するキャンペーン、教室の開催など、周知、啓発に努めていく。主に児童、高齢者を対象とした交通安全教育を進める。	
3	高齢者や障がいのある人などが円滑かつ安全にまちの中を移動できるようにバリアフリー*化を促進する必要がある。狭あい道で起伏の多い本市において、高齢者を含む市民の身近な移動手段の確保が必要となっている。	・低床式ノンステップバス*の導入の促進、分かりやすい歩行者用案内標識の設置など、車いす利用者、高齢者、妊婦、子どもなどが安全で快適に利用できる交通環境をつくる。【環境都市課】 ○市道の無電柱化を推進する。 ・市域全体の道路のバリアフリー化を推進する。 ・民有地での設置に対する補助制度を含め、まちかどベンチ*の設置を検討する。【都市整備課】 ○★地域主体によるコミュニティバス*等の運行に向けた支援をする。 ・公共施設等を結ぶ移動手段の検討を進める。【環境都市課】	特筆不要 特筆不要 中止

4	駐車車両等により歩行者、自転車の安全が確保されていない。	○★自動車利用の際、事故、公害、混雑を軽減するために、歩行者、自転車、自動車の棲み分け、共存のあり方を点検するなど、限られた道路空間を有効に活用する工夫と、それを実現する仕組みの検討を行う。(歩行者・自転車・自動車の分離、都市計画道の見直しなど) ○主要道路へ自転車走行位置を示す自転車誘導マークを設置する。
5	公共交通機関への乗り換えを容易にする対策が求められている。	○バス、電車への乗り換えを容易とするシステムの実施を検討する。 ○自転車利用の啓発とそのための環境整備として駅やバス停の近くに駐輪場を整備する。
6	逗子駅、新逗子駅周辺の自転車等放置禁止区域内において、自転車・バイクの放置が常態化している。 保管場所への移動を行っているが、移動台数は減少していない。 土・日曜日、祝日にはさらに多くの自転車等が放置されている。	・逗子駅周辺に市営駐輪場を整備し、多く放置されている場所には誘導員を配置して、啓発及び駐輪場の案内を行う。【環境都市課】 ・商店街における店舗の建替、改築の際には、軒先等に駐輪スペースを設置するよう商店街、事業者にも協力を求めている。【環境都市課】 ○民間事業者による駅周辺の開発の際には、十分な台数の駐輪場を設置するよう求めている。

特筆不要

特筆不要

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み	
1	本市の中心核であるJR逗子駅周辺に比べ、JR東逗子駅周辺は副次核であるにもかかわらず基盤整備が立ち遅れている。	○★JR東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地の活用について検討し、推進する。	
2	市勢(地形、人口、財政等)に見合った市営住宅を計画的に整備する必要がある。市営住宅の整備にあたっては居住環境のバリアフリー化が求められている。	★桜山住宅の整備を含むユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた住宅整備を実施する。【都市整備課】	完了
		★市営住宅管理計画の見直しを図る。【都市整備課】	完了
		・県の地域住宅計画との整合を図りながら、市営住宅整備計画を更新する。【都市整備課】	完了
		・市営住宅の長寿命化修繕計画を策定し、市営住宅の長寿命化を図る。【都市整備課】	完了
3	公共施設等の老朽化および利用需要の変化を踏まえ、全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要がある。	逗子市行財政改革推進本部において検討を進めるとともに、長期的な視点をもって計画的に推進するために、(仮称)公共施設等総合管理計画を策定する。【総務課】	完了
4	高齢化のさらなる進展や障がいのある人などの社会参加の機会が増加することにより、公共施設等のバリアフリー化に対する要求は高まっている。	○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共施設のバリアフリー化を推進する。 ○歩行空間のバリアフリー化とともに、景観上の観点からも幹線市道の無電柱化を推進する。 ○国・県道については、県に要望し、市域全体の道路のバリアフリー化を推進する。	
5	現在市道の約66パーセントが幅員4メートル未満の狭あい道路*であるため、安全で円滑な歩行環境の向上と歩行空間の確保、また緊急車両の通行の必要性から、拡幅や隅切り等の整備を行うことが求められている。 家屋の新築等に伴う道路後退部の寄付を義務化することは現在の法制度では困難であり、寄付は増えていない。	○狭あい道路整備事業により、寄付を受けた道路の整備をする。また、隅切りについても整備をしていく。 ○今後も、狭あい道路整備事業について、広報誌や特定行政庁の協力を得て啓発を図る。	

6	市内の渋滞解消や道路環境の改善が求められている。	・既設道路における歩車道の比率の適正化と支障物件の整理を進める。【都市整備課】	特筆不要
		・幹線市道など道路幅員等の状況で可能な道路について、歩行者、自転車、自動車の分離を図る。【環境都市課】	特筆不要
		・都市計画道路の未着手路線等を見直し、整備を検討する。また、県や関係住民との協議、調整を図る。【環境都市課】	特筆不要
		○市内幹線市道の整備、改良を図るとともに、県道の整備について、国・県等関係機関に要請する。 ○歩行空間の確保及び整備・向上を図る。	
		・安全で快適な空間を創出するポケット・パーク*を整備し、管理についてはアダプトプログラム*等による市民協働を推進する。【都市整備課】	包含
7	地籍調査*は、土地の正確な境界、面積、所有権等に関する最も基礎的な調査で、円滑な土地取引や良好なまちづくり、地震・津波被災後の迅速な復旧・復興等に不可欠である。	○街路樹診断を行い、街路樹の計画的な植え替えや管理を行う。 ○駅周辺をはじめとした市内の交通環境をより円滑なものとするため、必要な調査等を行う。	
		10年間で津波浸水予想地域(2.8平方キロメートル)の調査を完了できるよう、官民境界等先行調査を実施する。【都市整備課】	特筆不要
8	下水処理場・ポンプ場は供用開始後40年以上経過し、管渠についても布設後30年以上経過した管が50パーセント以上を占めるなど老朽化が進んでいる。これらを計画的に改築・更新するとともに、地震対策、浸水・不明水対策及び合流改善対策についても、並行して実施する必要がある。	○長寿命化計画を策定し、対策工事を実施する。 ○地震対策計画を策定し、対策工事を実施する。また、地震・津波等で被害を受けた場合の業務継続計画を策定する。	
		・浸水・不明水対策のための調査を実施するとともに、改善計画を策定する。【下水道課】 ○合流式下水道緊急改善事業完了後もさらなる改善のために、工事を継続する。 ○下水処理場等下水道施設の再整備に向け、必要な調査・研究等を行う。	包含

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	近年、特に海水浴場開設期間中の治安、風紀の乱れ、不法投棄等が顕在化し、魅力が薄れていることから、安全で快適な海水浴場の開設に努める必要がある。 四季を通して来訪者に親しまれる海岸となるよう環境整備を行う必要がある。	○★条例に基づく市民、関係団体・機関との協議に基づき、市としての対策を決定し実行する。 ○海・浜のルール周知に努める。 ・監視業務の充実を図る。【経済観光課】 ○海水浴場客との協力による美化活動を推進する。 ・砂質改良の拡充を図る。【経済観光課】 ○県へ養浜の要請を行う。 ○マリンスポーツの普及を図る。
2	商業においては、大型店舗などの商業施設や大型都市施設が中心市街地にないため、市外から多くの客を呼び込める環境ではなく、買い物客等の市外流出の現象が見られる。 また、個人商店の売上げが伸びず、経営者の高齢化により情報化への対応が遅れているため、活性化に向け具体的な計画を策定する必要がある。	○★(仮称)商工業振興計画を策定し、振興施策の具体化を図る。 ○商店街の活性化のため研究、のイベント開催の支援に努める。 ○逗子市商工会への支援を行う。
3	漁業者数に大きな変化はないが高齢化傾向にあることから将来への明確な展望が描けておらず、また漁港施設も老朽化が著しい。漁業振興を図るための計画の策定と実施、及び施設の老朽化等に対応した工事を実施するとともに、地域のにぎわいを取り戻すために漁港周辺地域を含めた活性化計画を策定する必要がある。	○★(仮称)小坪海浜地域活性化計画を策定し、漁業振興策の具体化を図るとともに、逗子マリーナ及び小坪マリーナを含む小坪漁港周辺一帯を魅力的な海浜地区として位置付ける。 ★小坪漁港の機能保全工事を実施することにより、漁港の本来の持つ機能を保全・回復する。【経済観光課】
4	個性豊かな産業が生まれやすい土壌をつくるとともに、本市唯一の地場産業である水産業の活性化を図る必要がある。	○若者も活躍できるような新たな産業などの創出に向けた支援策の調査・研究を行う。 ○サザエ・アワビなどの稚貝放流と栽培漁業への支援をする。 ○地元漁獲物のPRに努める。 ○市民と生産者との交流を推進する。

特筆不要

特筆不要

特筆不要

No.	現況・課題	取り組み
5	逗子を訪れた人に、逗子の良さをアピールしてもらえるよう、十分な情報提供を行う必要がある。 市内に宿泊施設が少ないため、日帰り客が主となっている。近隣市町へ宿泊した観光客にも足を伸ばしてもらえるような、魅力ある観光地づくりを行っていく必要がある。	○観光ホームページ、パンフレット等の充実を図る。 ○近隣各市町とも連携し、観光客の誘致に努める。 ○逗子市観光協会への支援を行う。 ・「自然の回廊プロジェクト」の推進により案内板等を整備し、ハイキング客等の誘致に努める。【経済観光課】

特筆不要